

# ローエイシア ニュースレター

No.34 (2016年10月)

日本ローエイシア友好協会

## 3度目のコロンボ大会に出席して



日本ローエイシア友好協会副会長  
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

1. 第29回ローエイシア年次大会開会式は、8月12日、Sirisena大統領、Wickremesinghe首相ら臨席の下、コロンボのバンダラナイケ国際会議場(BMICH)で華やかに挙行された。

開会式は、ローエイシア創立50周年の式典を兼ねていて、私も、任期を終えたばかりの鈴木五十三前会長と他の7人の元会長と共に、ステージに登壇して記念のプレートを授与された。誠に晴がましいことだった。私は就任順でも、年齢順でも、上から3番目ということで、改めて過去の人になったことを実感した。

私がローエイシアの会員になったのは、1977年の第1回ソウル大会の時であった。その次の大会が1979年(当時は2年に一回の開催)の第1回コロンボ大会であった。この時、理事の坂本吉勝弁護士と共に、理事代理として、初めてローエイシア理事会に出席した。当時のスリランカ大統領は、J. R. Jayawardeneだった。彼は、1951年、太平洋戦争における日本の敗戦処理のために開催されたサンフランシスコ講和会議に、当時のセイロン代表全権大使として出席した。Jayawardeneの演

説は、アジアの将来の為に日本の自由独立を維持することの必要性和、アジア諸国から日本への過去の尊敬の念を改めて想起させる名演説で、ソヴェト連邦が、領土的野心を秘めつつ主張する日本の主権の制限に強く反対するものだった。そして、「セイロンは、同じ仏教徒として、日本に対する戦争賠償請求を放棄する」と高らかに宣言した。この演説を機に、アジア諸国は一気に日本の独立を保障するサンフランシスコ講和条約調印に向ったといわれている。戦後の日本の歩みを考えるとき、Jayawardeneは、正に、日本にとっての恩人である。私は、79年の第1回コロンボ大会の際、理事会の一員として大統領公邸に招かれ、大統領と昼食を取りながら歓談する機会を得た。誠に感慨深いことだった。今回、管沼健一在スリランカ日本国大使館特命全権大使が、山岸憲司元日弁連会長を初めとする日本の参加者有志を公邸での昼食にお招き下さったが、その席で、大使も、真先にJayawardeneの恩義について話された。

2. 第2回目のコロンボ大会は、1993年であった。

この時、スリランカは、少数民族タミール族と支配階級のシンハラ族との内戦の最中であった。戦争は北部で行われており、南部に位置するコロンボは治安の上では安全といわれており、滞在中、そのとおり何事もなかったが、何か重苦しい空気の大会であった。この大会には、三ヶ月章先生（御自身は欠席）の檄によって、青山善充先生、松浦馨先生、谷口安平先生、高桑昭先生ら、学者の方々が、日本から多く参加されたのだった。

支配階級によるタミール反乱分子鎮圧により、内戦が終結したのは2009年のことであった。現在の政権は、2015年の選挙による、Wickremesingheを首相とする統一国民党（UNP）と第2党スリランカ自由党（SLFP）の大連立によって成り立っている。今回の大会における、大統領、首相、最高裁長官らの講演を聞いて、スリランカが民族対立による内戦によって如何に大きな傷を負ったかを実感した。そして、二度とそのような悲劇を繰り返さないために、社会全体に法の支配（Rule of Law）を貫徹することによって、新しい国造りを進めていこうとする熱意がひしひしと伝ってきた。同時に、このようなスリランカの努力に対し、国際社会、アジア諸国、とりわけ各国の弁護士・法律家の理解と支援を得たいというメッセージも強く伝って来た。

3. 今回のコロンボ大会は思った以上に多くの参加者があり、各セッションの発表の内容、討議も充実したものが多かった。準備や運営に細かい不備は色々目についたが、国情を考えれば、全体として大成功の大会だったと思う。欲をいえば、トピックも、スピーカも、参加者も、いささかコモロ国に片寄っており、もう少し大陸法系の国の参加を得て、バランスが取れた、バラエティのあるものにすることが望ましいと感じた。

2日目の夜には、ローエイシア会長Prashant Kumar（インド）が前会長経験者ほかを招待し

た夕食会があった。私にとって、ほとんどの参加者が顔見知りであり、正にLawasia Familyの集いという趣きだった。Kumarが初めてLawasia大会に参加したのは、私が執行委員長を務めた2003年東京大会だった。唯一の女性ローエイシア会長Malathi Das（シンガポール）が、野田愛子元札幌高裁長官が組織した家族法のセッションに初めて顔を出したのも、2003年東京大会だった。Secretary Generalを辞したJanet Nevilleが最初にローエイシアの行事にデヴェューしたのも、私がローエイシア会長の任期中、1998年東京で開催した第3回Business Law Conferenceだった。このように、日本は、日弁連が加盟した2002年以前から、ローエイシアの中枢部と極めて親密な関係を築いてきた。私は、1979年から2003年までの間、実に24年間、日本法律家協会選出の日本代表理事、同理事代理を務めた。そして、日弁連加盟後も、私の後を引継がれた内田晴康、鈴木五十三、高谷千佐子の各日本代表理事が切れ目のない献身的な貢献をされることによって、ローエイシア内に日本のプレゼンスが更に高まっているのを感じ、うれしく思っている。

来年9月には、いよいよ東京で、1975年、2003年に次ぐ、日本として3度目のローエイシア大会が開催される。今回のコロンボ大会では、山岸憲司元日弁連会長、鈴木五十三前ローエイシア会長を始めとして、日本から多数の参加者があった。初めてローエイシア大会に参加された方々も、十分に楽しまれたことと思う。今回、東京大会組織委員会は、さまざまな場面で、東京大会への勧誘、宣伝活動を行ったが、多くの外国参加者に好意的に受け取られていた。日弁連がローエイシアに加盟した2002年から14年、日本のローエイシア活動に、アジア諸国の法律家との協働に向っての、新しい世代の弁護士達の若々しい息吹きと情熱を感じ取ることができたのは、大きな収穫であった。

## スリランカ、法の支配



LAWASIA東京大会2017

組織委員長

山 岸 憲 司

「本当の旅の発見は、新しい風景を見ることではなく、新しい目を持つことである」(マルセル・ブルースト)との言葉を、「新たな視点や価値観を持つ契機となるところに本当の旅の価値がある」と捉え、念頭に置きながら旅をする。

大会の印象は多くの参加者が感じたことと共通すると思われるので、それらの報告に譲り、2点についてのみ書きたい。

アジアには、政情の異なる国々が存在し、法整備や司法制度の確立が未成熟な国、あるいは政権と司法との間に深刻な関係を有している国もある。

スリランカにあっても、大統領暗殺の歴史などもあった中、また、大統領府と最高裁判所の緊張関係など、さまざまな紆余曲折を経て、現在の政権の誕生となっているが、その過程では弁護士たちがおおいに貢献してきたようである。

「法の支配」と言っても、その理念について、また、具体的な中身について、語る人によって重点の置き方はさまざまであるが、命がけで議論しなければならない国もある。各国の実情を踏まえながらも、「法の支配とは何か」の議論を深め、法の支配を通じて、民主主義の確立を図り、人権の救済を実現し、国を発展させ、そして、あくまで平和を希求して行かなければならない。

一見、成熟した法治国家、民主主義国家であるのかのような我が国にあっても、実は深刻な問題をかかえ

ている。行政と司法の間には、さまざまな問題も横たわっている。抑制と均衡を教科書で習っても、現実の世界で、あるべき抑制と均衡が実践されるには、国民の知恵と不断の努力を必要とする。

「法の支配」の大切さを十分に認識して、LAWASIAコロンボ大会を国を挙げて盛り上げたスリランカが、新しい国づくりを成功させることを祈りたい。

もう一つは、ムートコート(国際模擬法廷)である。

ムートコートの語源もよく理解していなかった私としては、初めての傍聴であったが、学生たちの弁論技術の素晴らしさ、また裁判官(仲裁人)役の現職の裁判官からの質問に対して、即座に切り返し、主張を展開するその周知な準備とプレゼン能力にただただ驚嘆した。英語リテラシーに弱い私の心証形成にも影響を与える迫力は、逆に怖いともいえる。

ディベートの文化の中で鍛え抜かれてきた海外の弁護士たちと、我が国のこれからの弁護士たちは弁論で切り結んでいかなければならない。

法曹教育の在り方を改めて考えながら、また、シンガポールのチャンギ国際空港でのトランスファーでJLの23時間の遅延というアクシデントに遭遇する中、空港だけでなく、仲裁裁判所など司法の分野でもいち早く『ハブ』になろうとするシンガポールの政策のしたたかさを思い、日本は大丈夫か、日本の司法の国際化は大丈夫か、などとさまざまな思いを巡らせながら帰国した。

## コロンボ大会と法の支配



ローエイシア前会長  
鈴木 五十三

グローバルスタンダードは、表現は共通でも、その実行は、国（法域）によってそれぞれに異なっている。アジアにおいては、法の支配（rule of law）を巡って、法を遵守するのが為政者であることを強調する（rule of law）立場と、法を遵守するのが国民であることを強調する（rule by law）立場が存在する。立場の違いは、それぞれの国（法域）での司法、弁護士の役割の違いの反映でもある。そして、多くの中小、新興国においての司法・弁護士の役割の一つは、武力衝突を政治論争に、政治論争を法律論争に移し変えることにより社会の安定を図ることにある。法の支配という言葉は、このプロセスにおいて法律論争の場を提供するマジックワードである。

ローエイシア・コロンボ大会への参加は、スリランカの法律家が法の支配という言葉を通じたこのプロセスの渦中にあることを垣間見ることでできた貴重な体験でもあった。

スリランカでは、2009年5月に、30年に及ぶ内戦が終結し、その後、ラージャパクサ前大統領の再選が続いていたが、昨年1月に実施された大統領選挙でシリセーナ野党統一候補が当選し、新政権の発足となった。コロンボ大会が、国を挙げての一大イベントとなった背景には、法の支配の実現を訴えていたスリランカ弁護士会の活動が新政権の発足と機を一にしたことにもあった。開会式は、大統領、首相、最高裁長官、ローエイシア会長、スリランカ弁護士会会長、大会組織委員会委員長の祝辞とあいさつが続き、ローエイシア設立50周年を記念して歴代会長

の表彰となった。スリランカ弁護士会の近年の活動と、国際世論の一つとしてそれを支援したローエイシアの意見表明活動に対する新政権の評価があったことは否めない。

ローエイシアの意見表明は、会員弁護士会の支援要請に呼応する形で行われるが、法の支配・司法の独立の実現という法的立場に限定することにより、政治論争に巻き込まれることのないように配慮されている。2012年に、当時の最高裁長官が、行政府と対立する判決を出したことに端を発して、国会の弾劾委員会による審査が開始されたときに、弾劾手続きのデュープロセス遵守を訴え（しかし、長官は大統領により罷免された）、翌13年に、裁判官・弁護士の独立に関する国連特別報告官の入国が拒否されたことに遺憾を表明し、14年には、大統領選挙に関して、その公正実施を訴えた。いずれも、法の支配・司法の独立の実現という観点から、スリランカ弁護士会の活動を支援したものだ。

開会式において、シリセーナ大統領は、就任とともに前長官を復職したことを念頭に、法の支配、司法の独立は回復されたとした。スリランカにおける司法の独立の保障が、国連を含む国際社会の注視の下にあることを意識した発言であった。また、前長官の後任として指名された新最高裁長官は、司法は、これまで、試行錯誤の混乱を経験したが、透明性と公正を実現するガバナンスの確保に向けて再出発したとし、裁判遅延の解消と貧困者を含む国民の司法へのアクセスを重点課題として司法改革を行うと力

説した（なお、長官により、中国を含むアジア太平洋地域八か国の長官（代行を含む）の出席を得て長官会議が開催され、司法、立法、行政の三権分立と司法権の独立の実現を求めるコロombo宣言が採択された）。

大会組織委員長のジャヤスリヤ弁護士は、ローエイシア副会長であるが、前スリランカ弁護士会の会長として弁護士会活動を導くことによりコモンウェルス弁護士協会から法の支配賞を受賞し、新政権の下で、投資長官に任命された。経済成長に向けて外資導入を担当する立場となった。

開会式に先立って行われた各国（地域）弁護士会の代表によるローエイシア理事会では、安全の脅威に対する弁護士会の役割に関する決議および弁護士特権及び秘密保持に関する決議が採択された。前者は、昨年の理事会においてニュージーランド弁護士会から提案され、テロリズムに対する防衛措置を採ることを弁護士会が支援することを標ぼうしていた。しかし、日弁連を含む幾つかの弁護士会から、テロリズムに対する防衛措置と同時にその措置による人権侵害の抑止も訴えるべきであるとの意見が表明され、採択が持ち越されていたものだった。一年の経過を経て、人権の視点からの規定も盛り込まれることにより決議化を得た。後者については、コモンロー法系で、弁護士の特権とされている依頼者との通信秘密保持が、シビルロー法系では、弁護士の秘密保持義務とされていること概念調整をめぐり、これも昨年来持ち越されていた決議案であったが、日弁連を中心とするシビルロー法系の概念も取り入れることとし「コモンローにおいて弁護士特権とされシビルローにおいて弁護士秘密保持とされている」観念という文言によって調整がはかれることにより決議としての成立をみた。

翌日の基調報告は、バンダラナイケ元大統領によるものだった。1994年に大統領に就任当時、スリランカは、少数派タミル人の反政府武装勢力「タミルイーラム解放の虎（LTTE）」との内戦、政府による大規模な人権侵害により多くの人命が失われたと言われている。そのような時期に、民主国家の構築、人権の尊重を目指し、政府による少数民族差別を謝罪し、LTTEとの対話を図ったことで知られている。

スピーチにおいては、南アフリカをモデルにした真実究明委員会の役割を強調するとともに、国内の様々なグループ間の和解（reconciliation）の実現を訴えた。

日本からの参加者は、東京大会の組織委員会が発足し、準備活動を開始して最初のプロモーションイベントということもあり、広報委員会を中心に、日弁連、東弁、二弁の各執行部、日弁連国際課だけでなく、裁判所、法務省からの参加も含む50人を超える大デレゲーションとなった。隣国のソウル大会は別として、南アジア、東南アジアという遠隔地での日本からの大会参加者としては、過去最多の人数であった。開会式典の開始とともに、国を挙げての大きかりないイベントとなっていることに眼をみはった。日本参加者の心配を察したのか、ローエイシアのジャネット事務局長は、すぐに、東京はこうである必要はないよという安心の言葉をくれた。アジアの法律家を取り巻く国情の違いに対する深い理解に基づくアドバイスだった。

2017年東京大会に向けてのプロモーション活動も熱がはいった。開会式後のレセプションで、法被姿の日本チームが設けた和太鼓演奏、茶のお点前、日本酒の振る舞いコーナーには、人だかりが絶えなかったし、閉会式の最後に、山岸組織委員長の発声で、ようこそ日本へと訴えた看板文字も親しみのこもったもので人気を博した。

私は、2011年にコロomboで開催されたローエイシア・ビジネス法会議に参加している。この時、スリランカ弁護士会会長は、開会式の冒頭で、その前日に発生した東日本大地震の犠牲者へ黙とうをささげてくれた。友情の証として心から嬉しかったことのお返しを、東京大会で実現したいと今回発言した。もっとも、当時の弁護士会は、政治的には前政権に近く、現弁護士会との距離を意識せざるを得なかった。発言の事前に、現弁護士会の会長に相談した。「2011年会議での弁護士会の黙とうに感謝する旨の発言をしたいが、今の弁護士会からみてどうだろうか?」。回答は、「是非発言して下さい」だった。法律家のフラタニティーが、政治対立を超えていることを実感した。

## 東京大会に向けて



日本ローエシヤ友好協会理事  
弁護士

森 嵐 昭 夫

紺碧の空、紺碧のインド洋を望むビーチ、久しぶりに訪れたコロンボは高層ビルの立ち並ぶ観光都市に変貌していた。ローエシヤ年次大会が開催されたシナモン・グラウンド・ホテルもプールサイド・バーを完備した室外プールなどを持つ豪勢な観光ホテルで、会議に出ていなければ、リゾート気分がゆったり寛ぎたいところであった。しかし、コロンボ大会がローエシヤの50周年記念大会（ゴールデン・ジュビリー・コンファレンス）ということもあって、ホストのバー・アソシエーション・オブ・スリ・ランカが万全の資金の手当てと大会プログラムの企画をして会議参加者を迎え入れてくれたからには、リゾートをよそ目に会議に臨まざるを得なかった。

まず、会議の設営について述べると、何百人かの地元参加者を収容できる会場としてはやや手狭な感があったが、事務局の案内、事務処理にはかなり問題があったのではなかろうか。どこに行けば登録でき、資料がもらえるのかさえ定かでない有様であった。他方で、3日にわたる大量かつ豪華な昼食、晩餐会、ブレイクの際に提供される茶菓など、他の国際会議では見られない心遣い、というよりも大盤振る舞いであった。東京大会ではどこまでの準備をするのか。特に、昼食などで、大量の食べ残しを見ると、費用の問題もあるが、欧米の国際会議に見られるように、ブレイクのさいの飲食物や、昼食はで

きるだけ簡素化し、アジアの法律家に、アジアが抱えている環境問題の中核となっている、水、食料の問題をきちんと認識し、それぞれの国の法律家として食の問題にどう取り組むか、ローエシヤ大会の運営を通じて、基本的人権としての環境保全による持続的成長の問題を考えてもらうべきではないだろうか。参加者に配布された、資料や様々なお土産についても、主催者は最大限のサービスを提供しようとしたのであろうが、不必要に過多なものが見受けられた。例えば、ペーパーの印刷は、活字のポイントを落とし行間を詰めれば、頁数を少なくすることもできるし、電子化することもできる。バカでかいバインダーも多くの人を持ち帰らなかったのではないか。東京大会では、資料やお土産についても、資料をできるだけ電子化し、お土産は一点豪華（？）主義にするなど、帰国前に廃棄されたり、帰国後放置されたままにされないよう、省資源化を工夫すべきであろう。

さて、肝心の会議のプログラムだが、プログラムについては、セッションで報告された方もおり、また、他の参加者もおられるので、ここでは詳しく述べない。弁護士の会議であるので、取引関係や、投資、知的財産権、IT取引などがテーマになることは当然である。しかし、これからのアジアにとって重要なのは、まだ民主化が十分でないアジア諸国の

人権擁護である。それは伝統的な刑事犯の人権擁護だけではない。雇用の確保、社会保障などによる生活の維持確保も基本的人権である。とりわけ重要なのは、先に述べた環境保護による現在および将来世代の生存の確保である。私は、2日目の環境法のセッションに出て、インドの最高裁が一定排気量以上のディーゼル車のデリー地区乗り入れ禁止の判決の報告を聞き、判決執行について質問もしたが、1960年代のわが国の公害訴訟の例に見るように、環境保全や食品・医薬品の安全確保など、国の規制体制が整っていないアジアの国々で、将来の世代を含む市民の健康や安全確保に法律実務家や司法が貢献するところは大きい。東京大会では、環境問題を含めて、アジアが直面している深刻な人権問題について、法律家が果たすべき役割を考えるべきではないだろうか。コロombo大会のGL Sanghi記念講演で、オーストラリアのゴードン・ヒュー博士は、人権に関わる主要な問題として、移民・難民、テロリズム（プライバシー侵害）、宗教対立（言論の自由抑圧）、若者の失業、富の格差（法的保護の格差）、性・人種・身体的障害による差別など、8種類の問題を挙げた。しかしながら、アジアの法律家が取り組まなければならない問題はこれに留まらない。東京大会では、例えば、「豊かで平和なアジアへ——法の役割」という統一テーマのもとで、グローバリゼーションのもとで、アジア諸国の市民が貧困から脱し、持続可能な発展をするために法と法律家はどのような役割を果たすべきか、という視点から、国際取引、知的財産などの各セッションの企画も検討すべきではないだろうか。周知のように、中国、インドを始めとするアジア諸国の経済は21世紀に入って急速に発展しつつあり、21世紀半ばには欧米を凌駕することが予測されている。他方で、アジア諸国の政治や国家体制は多様ではあるが、総じて言えば、必ずしも民主的に成熟したものとなっていない。そこで、アジア諸国で法の支配を確立して、市民の安全な生活

を持続的に確保していくには、上に述べたゴードン博士の課題も含めて、法律家が取り組むべき問題は多い。繰り返しになるが、アジア諸国が直面している最大の問題は、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理などの公害問題、越境汚染、違法伐採問題を含む森林管理、食料品等の安全確保の問題など、法律と法律家に関わる問題である。今日では、国際取引や企業経営、投資についても、環境配慮が求められている。

次に、セッションの報告の内容について述べよう。各セッションをすべて聞いたわけではないが、それぞれのセッションで、報告担当者が自分の国の制度や制度運用の現状について報告していたようで、それはそれなりに当該国の現状について情報を得るといふ価値がある。しかし、なぜ、その国の制度やその運用がそうなっているのか、という分析、ないし説明をする報告者は少なかったように思われた。時間の制約もあって、報告者間で他国との比較をして自国の制度の位置づけをすることもなされなかったのではないだろうか。これはおそらく、報告者の問題というよりも、事前に各報告者にセッションが意図しているところが十分に説明され、かつ他の報告者の報告内容が知らされていなかったためではないだろうか。ローエイシアは、学会のシンポジウムではないから、事前に報告者に大きな負担を課すことは無理にしても、東京大会では、コーディネーターは、少し工夫をして、事前にセッションの報告者間のコミュニケーションを図っておくことが望ましい。

最後に、東京大会PRは、広報の先生方の献身的努力があり非常に効果的であった。会場入り口付近の東京ブースには来客引きも切らず、オープニングでの市毛先生の和服姿での抹茶のお点前は、始めは恐る恐るながら大好評、光野先生の法被姿の太鼓のばち捌きには満場大喝采、その他大勢が青法被を着て山岸委員長らの音頭取りのもと一糸乱れず(?) ウェルカム・トゥ・トウキョウと叫んだときには、会場の参加者全員が東京に来そうな雰囲気となった。

## 2016年LAWASIAコロンボ大会



LAWASIA日本代表理事  
高谷 知佐子

本年8月に開催された、Lawasiaコロンボ大会に参加してきた。本年は、Executive Committeeメンバーとして8月11日に開催されたExco Meeting, 翌日に開催されたCouncil Meetingに出席し、12日のOpening Receptionから15日のClosing Ceremonyまでフル参加となった。

コロンボ大会については、事前の段階ではなかなかレジストレーションが開始しない、妙なrequirementが追加で届く等、若干ロジ面に心配があったが、大会期間中は多少の不便はあったものの、概ねスムーズに運営がされていたのではないかと思う。

Exco Meetingは11日の午後2時から6時にかけて行われ、マレーシア弁護士会からの支援要請についての検討、活動内容についての報告、今後の活動の予定についての確認等がされた。

Council Meetingでは、東京弁護士会の団体加盟について承認された。また、Excoのメンバーについての選挙が行われ、私も立候補していたのであるが、無事再選出して頂いた。ご支援を頂いた皆様にはここで改めて御礼申し上げたい。

コロンボ大会には日本から50人を超える参加者があり、大会における日本のプレゼンスは非常に大きいものであったと思う。各プログラム等についてのご報告は他の皆様に譲らせて頂くが、私がスピーカ

ーとして参加したセッションと模擬仲裁について簡単にご報告させて頂く。

私がスピーカーとして参加したのは、「Shareholder Deadlock」という、特に合弁会社などにおいて株主間の利害が対立し、その調整がつかない場合の問題や解決方法について、各国からのスピーカーが報告するという内容のセッションである。ドイツ（ポーランド）、スイス、韓国、日本のスピーカーが、それぞれの国や地域におけるShareholder Deadlockの具体的な事例、Deadlockの解決方法として法律上何か定めがあるか、合弁契約書上に定められるものとしてはどのようなものが多いか、実際に利用されるのか否かといったことについて報告を行った。

また、今回の模擬仲裁は、いわゆる地理的表示の問題をからめた会社間の競争避止義務の問題であり、比較的取り組みやすいと思われる内容であった。私が担当したのはインドのコルカタとジョドプールの大学というインド対決という組み合わせであった。両チームとも大変すばらしいプレゼンテーションを披露し、大変感心させられた。

来年はいよいよ東京大会である。コロンボ大会の熱気に負けないように、多くの皆様の参加を期待したい。

## 2017年東京大会に参加しよう！



日本ローエイシア友好協会理事  
小泉 淑子

三ヶ月章先生、野田愛子先生に叱咤されてガムシヤラに駆けずり回った日々が懐かしい。「2003年東京大会を成功させる」との目標に向かって、日本法律家協会、日本女性法律家協会の有志と一丸となって動いた。あれから13年、世界の中で占める日本の役割は激変し、日本の弁護士に向けられる目差しも冷静なものとなってしまった。

2001年6月に「司法制度改革審議会」から提出された「意見書」の中で提言された日本司法制度の国際化への対応は、堅実に少しずつ進められてきているものの、ものすごいスピードで変化していく世界の動きには何周も遅れている感がある。

日本の人口減少、高齢化、日本市場の縮小などと暗い課題を乗り越えんとするために、また国際競争を勝ち抜くための官民挙げた取組みとしてこのところ大きく取り上げられている戦略に、「中小企業、小規模事業者による海外展開」と「インフラシステム輸出」がある。資源の乏しい我が国は輸出立国として海外に活路を見出そうとした時代があり、バブルの頃は、海外不動産を買いあさり、円高となった時期には、高価な海外ブランド品が街中にあふれていた、そんな時代があった。2008年9月にはリーマンショックもあった。そのような経験を通して日本企業も個人も海外との痛い取引は経験してきている。

しかし、今、日本が焦点をあてている市場は、ア

ジア諸国において発展途上にある勢いのあるアジア市場である。近い、安い、「アジアの同胞」という意識で進出していったらどういうことになるか。結果はみえているのではないか。法整備支援プロジェクトを通して、日本の法律家が懸命に司法インフラの整備に取り組んでいるところであるが、司法制度を公平に、清廉に、効率よく運用し、自国の文化として「法の支配」を定着させるまでには、当事各国のさらなる努力と時間が必要であろう。

ここに、日本の法律家の活躍の場がある。グローバル化をめざさざるをえない我が日本の大企業や中小企業に対し、海外進出に伴うリスクを軽減できるように助言をしていこう。インフラシステムは、交通網、病院、下水道敷設工事、発電力システムなど、実に幅広い。法律家の知恵を必要とする分野は無限にあるように思える。日本企業が長年にわたり蓄積してきたノウハウをアジア市場に展開していくには、現地法の調査、デューデリジェンス、分析、契約書作成、交渉、労務問題、紛争解決等々の分野で法律家の関与は必須である。

支援し、助言できるようにするためには、私たち日本の法律家も海外の法律家と一緒に勉強し、お互いにKnow-HowとKnow-Whoを磨いていかななくてはならない。2017年東京大会はそのための絶好の機会である。



## ローエイシアコロombo大会に 参加して

弁護士

光野真純

平成28年8月12日から15日まで開催されたローエイシアスリランカ大会に参加した。

ローエイシアスリランカ大会に参加した理由は、国際会議に興味があったこと、そして来年のローエイシア東京大会の組織委員会の1人として、東京大会のPRと準備を行うためである。

初めての国際会議への参加で不安もあったが、東京大会準備という使命も同時にあったことから、参加目的が明確であり、漫然と参加することを避けることができ、非常に濃密な大会期間を過ごすことができた。

東京大会PRの一環として、スリランカ大会初日の「INAUGURATION RECEPTION」では、お茶のお手前、和菓子と日本酒を披露するJAPANコーナーを設けた。また当職は、湯島天満宮白梅太鼓保存会にて和太鼓奏者として活動していることから、レセプションの途中に、和太鼓を披露させていただいた。普段は、チームで演奏をおこなっていることから、1人での演奏は不安であったが、日本から参加された先生方が周りで盛り上げてくださり、大変好評であったように思う。

翌日からセッションが開催されると共にセッション会場には東京大会PRブースが設けられた。

日本から持参した東京大会のサーキュラー、東京大会のロゴを入れたフリクションペン、東京のガイドブックを配布し、和紙で折った鶴や手ぬぐいを飾り、東京の魅力をPRした。

PRブースに座っていると「あ、昨日のドラムの人だ」などと声をかけていただき、太鼓の披露とい

う機会を頂戴したことから、翌日以降の交流も非常にスムーズであり、かつ積極的に行うことができた。このような機会をいただけたことに大変感謝している。

セッション初回は、IPセッションに参加した。IPセッションの参加者は多く、混雑した会場で「隣に失礼」と座ったところ、前日のレセプションで太鼓の後、日本が大好きだと声をかけてくれたスリランカ人の女性RidmikaDepさんであった。Ridmikaさんは、スリランカの主要銀行の1つであるハットン国立銀行の法務部マネジャーとして勤務している。Ridmikaさんと昼食を共にし、スリランカの弁護士事情等をうかがった。セッションでもたくさんスリランカ人女性がいたことから、スリランカの女性弁護士数を伺うと、スリランカ弁護士のうち、半数以上が女性弁護士であるようだ。また、企業・官公庁内弁護士が多いようで、男性も女性も銀行等に勤務している弁護士が多いという。

日本においては、女性弁護士や企業・官公庁内弁護士はまだまだ少なく、弁護士の業務拡大、女性弁護士の躍進等という観点から見習うべきところが多くあるようである。

その後もセッションでは多くの知識を得て、セッションやパーティー、PRブースを通じて、「次回はぜひ東京大会に参加したい」という友人もできた。

業務の関係で最終日は参加することができずに帰国したが、大変充実した3日間であった。今後もこの3日間に得た知識と友人を大切にしたい。

## シドニー大会、スリランカ大会での経験を生かし、 活気あふれる東京大会へ



弁護士

森田裕子

### 1 魅力的な国、スリランカ

今回は、シドニー大会に続いて、2回目のLAWASIA年次大会参加となった。大会直前に2017年東京大会組織委員会にも加わらせていただいた。私は、スリランカに行くのは初めてであったが、観光のみどころが満載で、料理もおいしく、想像していたよりも魅力的な場所だと思った。大会に関しても、国を挙げての歓迎ムードも伝わってきて、とてもよかったと思う。

### 2 不十分すぎたスケジュール管理

スリランカ自体は素敵な国で、とても気に入ったのだが、大会スケジュール管理は難ありだった。

セッションもイベントも過度に遅れることが多かった。次のセッションのために部屋の間仕切りを変えたり、椅子を並び替えたりする作業が遅く、会場設営で開始が遅れることがたびたびあった。その上、セッション自体の時間管理もルーズで、ますます進行が遅れていた。もちろん、シドニー大会でも、スピーカーの話が延びて遅延ということはあったが、今回ほどひどくはなかったと記憶している。

これは、「参加者が、時間とお金を費やして、わざわざ集まってくれている。」という意識が運営側に欠けているからではないかと感じた。たとえば、スピーカーの話を守ることは難しいことではあるが、そこは事前に丁寧に説明した上で、当日も毅然と対

応することが必要と考える。

地元からの参加者の中には、仕事の合間に時間をやりくりして特定のセッションを選ぶ人もいるかと思う。海外からの参加者であっても、現地での別の会合や本国のクライアントとの電話会議等を想定してセッションのスケジュールを組んでいる人がいるかもしれない。そのように、事前に案内するスケジュールを見て都合をつけてくる参加者のために、できる限りスケジュールに沿った運営をするのが運営側の責任だと感じた。

### 3 日本らしさで勝負

東京大会では、整然かつ柔軟に対応する日本らしい運営で国内外の参加者をおもてなしできればと思う。スリランカ大会のような派手さで勝負するのではなく、日本での通常の会合で当然求められるクオリティを示せばいいのではと考える。

### 4 活気あふれる東京大会へ

スリランカ大会はシドニー大会と比べて、地元の参加者がとても多く、活気があふれていた。地元参加者が多いことは、海外の参加者に対して歓迎ムードが伝わるおもてなしにもなると思う。私も、組織委員会の広報委員の一員として、海外参加者はもとより、より多くの国内参加者に集まってもらえるように、LAWASIAの魅力を広める活動に貢献できるように頑張っていきたい。

## 2016年LAWASIAコロンボ大会に参加して



弁護士

安 倍 嘉 一

8月12日から15日まで、スリランカのコロンボで開催されたLAWASIA年次大会に参加した。LAWASIAの年次大会への参加は、昨年のシドニーに続いて2回目である。特に今回は、来年の年次大会が東京で開催されることとなっていたため、そのプロモーションも兼ねてのコロンボ行となった。

到着した日はあいにくの曇り空だったが、高速道路の周囲にはヤシの木が並び、いかにも南国の風情だった。また、トゥクトゥクと呼ばれる三輪タクシーがたくさん走っており、それだけでも異国情緒を感じた。

この日は日本大使館から日本酒を、コロンボ日本人学校から太鼓をお借りし、夜のレセプションで開催されるJapan Nightのための準備を行った。Japan Nightでは、光野会員による勇壮な太鼓演奏、和服を着てのお茶の手前、日本酒数十本の試飲と盛りだくさんの内容だった。日本酒や日本茶には興味を示してくれる外国人弁護士も多く（日本酒の銘柄など、細かい知識を持っている方もいた）、太鼓もリズムに乗って上手にたたく方もおり、非常に盛り上がった。東京大会の存在を大きくアピールできたと思う。

初日のレセプションの後は、いくつかのセッションを見て回った。当然ながら全て英語でのセッションであり、自分の英語力では理解に苦勞することも多かったが、それでもさまざまな国の様々な問題点を聞いたりすることができたことは、大変興味深かった。東京大会ではプログラム委員会に所属しているため、どのような構成になっているのかという点

にも興味があったのだが、帰国後、諸先輩方からの意見も含め、良い点悪い点に分かり、参考になった。

また、今回、初めてMOOT（模擬裁判）のファイナルを傍聴したが、学生たちが、裁判官からの質問に対しても淀みなく回答しており、そのレベルの高さに驚いた。今回は日本の学生は参加していないとのことであるが、来年の東京大会では、ぜひ日本の大学からもたくさん応募し、チャレンジしてもらいたいと思う。

今回のコロンボ大会は、スリランカ政府に平和や法の支配の実現を積極的にアピールする狙いがあったものと思われ、国家を上げて大会を成功させようという熱意を感じた。開会式では大統領が挨拶したほか、3時間あまりかけてダンスやミュージカル等、様々なパフォーマンスが行われるなど、非常に豪華だったし、数多くのスリランカ人弁護士が参加していた。来年の東京大会では派手な仕掛けは難しいかもしれないが、遠路はるばる来日してくれる外国法曹の方々に楽しんでもらうためにも、何か目玉になるものができればと思った。それとともに、やはり日本国内の弁護士に多く参加してもらうことが、大会を盛り上げる重要なポイントではないかと感じた。普段国際的な業務に携わっている弁護士はそこまで多くはないと思うものの、諸外国の法曹との交流という点だけでも参加する意義はあると思うので、積極的に参加を募り、東京大会を良いものにしていきたいと思う。

## 若手弁護士が語る国際会議の魅力



弁護士  
越川 要

第29回LAWASIA年次大会が2016年8月12日から15日にかけてコロンボで開催された。私は翌年東京で開催される年次大会の組織委員ということもあり、日弁連からの推薦を頂いて、本年度の年次大会に参加する機会に恵まれた。この度執筆の機会にも恵まれたので、若手弁護士の立場からみた国際会議の魅力を取りまとめた。

私は大会を通して、各種セッションへの参加やTea Breakを始めとした海外の参加者との交流の他、東京大会PRブースでの和菓子の提供、Mootセッションの仲裁人役の担当等、多くのイベントに携わることができ、非常に充実した4日間を過ごすことができた。

中でも私にとって、Tea Breakの時間は非常に有意義に感じられた。私はTea Breakの時間はdrinkを持ってテーブルへと向かい、同じくdrinkを持って集う他の参加者と会話をするが多かったが、drinkが非常に美味な上に、スリランカの方をはじめ様々な国の方と気軽に交流を図ることができる極めて充実した時間であった。かように多様な国々の方と一度に会話をする機会は、これまでの私の人生で一度もなかったように思われる。

大会を通じて一番驚いた点は、私が交流した海外の参加者の多くが、渉外法務以外の分野を職域としていた点である。私は、実際に会議に参加するまで、国際会議の参加者は渉外法務事務所勤務の方々ばかりで、私のように日常業務で渉外法務を手掛けることのないdomestic lawyerは皆無であろうと考えていた。実際、私のような先入観を持つ日本の弁護士

は非常に多いと思う。しかしながら、海外の参加者と話してみると、職域はcivil lawやfamily law等と渉外法務以外の分野を答える方が多く、私の予想は良い意味で裏切られた。

交流に関し、語学面で不安を感じる方も多いかもかもしれない。特に日本人はspeakingが苦手なので(かくいう私もそうなのだが)、留学経験がない方は、語学面から参加を躊躇してしまう方も多いかもかもしれない。しかしながら、この点も気にする必要はない。単に海外の参加者と交流する程度であればさほどの語学力は要せず、必要なのはコミュニケーション能力だと思う。単語が分からなければ言い回しを変えればよいし、こちらが一生懸命伝えようとすれば、相手も意図をくみ取ろうとしてくれるものである。実際、私は非ネイティブであり留学経験もないが、参加者達と十分な交流を図ることが出来た。もっとも、私はMootセッションの仲裁人役の担当として、その準備には相当の時間を要したことを付言しておく。

日本においては、国際会議イコール渉外法務弁護士という認識がまだまだ根強いと思うし、国際会議に参加するには語学面でハードルが高いと感じる方も多いと思う。しかし、そのような先入観を取り払って、是非一度国際会議に参加してみたい。参加費は少々高いが、その出費を差し引いてもなお、余りある経験が身に着けられるはずである。

そして最後になるが、今回、このような有意義な機会を与えて頂いた関係者の皆様に感謝の意を表したい。

## 日本各地からLAWASIAへ



弁護士

小川 哲史

多くの外国人弁護士と話をすること自体が初めてだった。英語だけのセッションに3日間も出席し続けるというのも初めての経験だった。興奮はいまだ冷めない。

私は登録7年目で、関西近郊の小事務所に所属し、仕事の大部分は国内案件である。少しだが難民事件に取り組んでいることと、旅行会社の顧問をしていることで、かろうじて外国語や外国人とご縁がある程度である。

今回、プログラムの難民セッションに魅かれて、思い切って参加したが、セッション内容だけでなく、LAWASIA全体が、自分の仕事を見つめ直し、将来を考える素晴らしい機会となった。私のような地方の弁護士がLAWASIAに参加することを強くお勧めしたい。

一番感激したことは、世界中に「法律家」がいて、活躍し、また悩みもしていることを実感したことである。ランチ・タイムで隣に座った高齢のインド人弁護士は、若い頃の苦勞を語ってくれた。カルチャー・ディナーでは、イギリス人弁護士がキャリアパスに悩んでいるのを聞いた。英語が得意でない私は十分に理解できたわけではないが、紛争と格闘し、人権に心を熱くし、時には相手方や依頼者との関係に悩んだりする、生身の「法律家」と出会えたと感じた。遥か遠く及ばないことは勿論だが、私も同じ「法律家」の末席を汚す者として、自分の仕事に誇りを持って誠心誠意取り組んでいこうと、今更ながら決意した。さらに、将来、自分がどのような

形で、人権や社会と関わっていきたいのかを本格的に考え、夢を温め始めた。

このような刺激は、LAWASIAならではのことだと思う。国内案件中心の地方の弁護士であっても、今と未来を考えるため、是非、国際会議に参加されることをお勧めしたい。

この場をお借りして、お礼を申し上げたいのは、日弁連の先生方から多くのお助けをいただいたことである。先生方からのアドバイスやフォローがなければ、私は、会場内を彷徨っただけになっていたかもしれない。また、東京大会の広報のためのジャパン・ブースの設営、お抹茶と日本酒、光野先生の感動的な和太鼓は、一生の思い出となった。先生方に深く感謝している。

また、奇しくも修習の同期生と再会し、法曹界の狭さにも驚いた。彼は既に何度も国際会議に参加しており、自己紹介の仕方やライチ・タイムの過ごし方など、色々とアドバイスをくれた。今後の大会では、初めての参加者のための、ガイドやチューターの制度があれば良いと感じた。

何度思い返しても、カルチャー・ナイトは非日常の極みであった。民族音楽を聴きながら、外国人弁護士たちとビーチサイドでビュッフェを楽しみ、夜のインド洋を指さし、「この方角はソマリアで、左の方がモルディブ」なんて言葉を口にしていた。こんな非日常の中だからこそ、自分の本当の気持ちに気付き、将来を自由に発想できるのだと思う。今後もLAWASIAで刺激を受け続けたい。

本年8月12日から同月15日にかけて、スリランカのコロンボで、第29回LAWASIA年次大会が開催されました。日本からは総勢約50名が参加し、世界各国から集まった弁護士をはじめとする法曹関係者と交流を深めるとともに、ビジネス法、人権法、司法等各法分野のセッションに参加して意見交換を行いました。

また、2017年9月に開催されるLAWASIA東京大会に向けて、常設ブースやクロージングセレモニーでのプロモーションを行ったほか、ウェルカムレセプションで、東京大会組織委員会メンバーによる和太鼓演奏や日本茶のお点前披露、日本酒のサービス等を通じて日本文化を紹介し、各国からの参加者から好評を頂きました。

本号では、熱気あふれるコロンボ大会の概要をご紹介させていただきました。



## 理事会・定時会員総会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会及び第46回定時会員総会が、去る5月19日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において同時開催された。（出席理事及び会員19名）

同理事会及び会員総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 平成27年度事業報告及び収支決算案承認の件
- (2) 平成28年度事業計画及び収支予算案承認の件
- (3) 役員改選及び選任の件（任期満了につき）  
（新任）千田恵介氏（国連アジア極東犯罪防止研修所長）  
（再任）山下輝年理事を除く、現理事及び監事
- (4) ローエイシア東京大会（2017年）開催準備の件
- (5) ローエイシア執行委員会報告の件
- (6) ローエイシア第29回創立50周年記念コロポ大会  
（本年8月12～15日）他、本部活動への参加協力の件
- (7) 家族法部会の活動の件
- (8) ニューズレター発行の件



〈理事会・定時会員総会の模様（5月19日、於 法曹会館）〉

## ローエイシア大会

●第30回ローエイシア東京大会  
2017年9月18日～21日、於 東京  
lawasia@lawasia.asn.au

## 会員の状況

（平成28年3月31日現在）

個人 A 会員	126	
個人 B 会員	67	
法人 A 会員	5	
法人 B 会員	14	（計 212）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

## 【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成28年5月19日現在）

顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官 弁護士
	小野 昌延	日本法律家協会顧問
	千種 秀夫	早稲田大学名誉教授
	土井 輝生	弁護士
	長島 安治	元京都大学法学研究科教授
	中川 英彦	元最高裁判所長官
	三好 達	弁護士
	柳田 幸男	九州大学名誉教授
	吉村 徳重	元検事総長・弁護士
会長	原田 明夫	弁護士
副会長	小杉 丈夫	弁護士
	石川 正	弁護士
	鈴木 五十三	弁護士
常任理事	小原 正敏	弁護士
	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	堀 裕	弁護士
	姫野 春一	事務局長
理事	氏本 厚司	最高裁判所事務総局秘書課長
	神村 昌通	法務省大臣官房秘書課長
	千田 恵介	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	市毛 由美子	弁護士
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	弁護士
	芝池 俊輝	弁護士
	高谷 知佐子	弁護士
	田中 浩三	弁護士
	畑口 紘	弁護士
	松崎 隆	弁護士
	森 伊津子	弁護士
	森 島 昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
	若林 昌子	家庭問題情報センター
監事	青山 善充	東京大学名誉教授

## 編集後記

早や新秋の候となり、来年のローエイシア東京大会開催まで残り1年を切りました。

今号は、去る8月にコロポ（スリランカ）で開催されたローエイシア創立50周年記念大会に参加された方々を中心に、ご感想などにつき、臨場感あふれる筆致でご寄稿頂きました。

ご覧のように、現地で東京大会PRに努められたご様子、大会運営・管理面におけるご不満、更には人的交流の大切さ等々、現地で感じられた生の声が行間に溢れております。

ところで、来年の日本における3度目のローエイシア大会を機に、LAWASIA活動の意義を広める広報と併せて、個人・法人を含め、ローエイシアへの入会促進を図るべく、会員の皆様のご協力を切に願う次第です。

（事務局長・姫野春一）

## 日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032  
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内  
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545  
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp